

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障がい児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

令和八年一月三十日

半田市長 久世孝宏

半田市規則第四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障がい児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障がい児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成二十四年半田市規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「指定特定相談支援事業所・指定障がい児相談支援事業所指定申請書（様式第一）」を「「」ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式」に改める。

第三条中「指定特定相談支援事業所・指定障がい児相談支援事業所変更届出書（様式第一）」を「「」ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式」に、「様式第三」を「別記様式」に改める。

様式第一、様式第一及び参考様式一から参考様式十までを削り、様式第三を次のように改める。

（別紙のとおり）

附 則

「」の規則は、令和八年四月一日から施行する。